平成五年郵政省告示第六百十一号(端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件) 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

ームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差	
口 通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したフレ	
則な遅延時間の後に送信を開始するものであること。	
ットに同期させ、かつ、スロットの受信が終了した時点から、不規	
→ 制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信したスローク	
末等(以下「符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。)	
式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端	
3 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方	(削除)
送信することをいう。)までの範囲にあるものとする。	
(+) 一シンボル(標準送信タイミングに対して一シンボル遅れて	
□ チャネルにおける標準送信タイミングの偏差は、○シンボルから	
とする。	
時点から一九一シンボル後に先頭シンボルの送信を開始するもの	
等(以下「時分割多元接続方式の携帯無線電話端末等」という。)	
携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末	
2 無線設備規則第四十九条の六の二に規定する時分割多元接続方式	(削除)
1 (略)	1 (略)
条件	条件
続されるもの(以下「移動電話端末等」という。)の送信タイミングの	続されるもの(以下「移動電話端末等」という。)の送信タイミングの
一 移動電話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接	一 移動電話端末、又は自営電気通信設備であって、移動電話用設備に接
現行	改正案

- 元接続方式の携帯無線電話端末等」という。) 末等(以下「無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端2 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方
- (略)
- □ 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの
- ら、不規則な遅延時間の後に送信を開始するものであること。スロットに同期させ、かつ、スロットの受信が終了した時点かり、制御チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信した
- との偏差は(+1)一マイクロ秒までの範囲にあること。 フレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレーム(2) 通話チャネルにおける送信は、移動電話用設備から受信した
- 3| (略)
- 二 移動電話端末等のランダムアクセス制御の条件
- 1 (略)

(削除)

(±) 一マイクロ秒までの範囲にあること

4

- 元接続方式の携帯無線電話端末等」という。)末等(以下「無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方
- (略)

第五号に規定する条件のものであること。

5 (略)

- 二 移動電話端末等のランダムアクセス制御の条件
- 1 (略)
- 2 時分割多元接続方式の携帯無線電話端末等
- るものとする。

 /禁止ビットが送信許可を示した直後のスロットにおいて開始す一一信号の送信は、移動電話用設備から受信した衝突制御の送信許可
- 目の送信を完了するものとする。
 ットを比較した誤りが一ビット以下の場合にあっては、一フレーム信を示し、かつ、部分エコービット及び送信したCRCチェックビ二 送信開始直後のスロットの衝突制御の受信/非受信ビットが受

2 (削除) 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方 3 4 符号分割多元接続方式の携帯無線電話端末等 する。 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方 された時間内で、 ない。 秒以下の不規則な遅延時間の後に、再び─以降の動作を行うものと はならない **動電話用設備から指示される回数を超えず** ものとする。この場合において、再び口の動作を実行する回数は移 送出する回数は、 話用設備に信号を再度送出するものとする。この場合において再度 ロットの不規則な遅延時間の後に こと。確認信号を受信できなかった場合は、○スロットから一六ス という。)を移動電話用設備から受信した場合は 止するものとする。ただし、パケット通信を行う場合はこの限りで 電話用設備から指示のあった場合において、この限りでない 六スロットの不規則な遅延時間の後に、 六〇ミリ秒以上一 制御チャネルにおける送信は、 衝突制御の受信/非受信ビットが受信を示した場合は、 ニフレーム以上の信号の送信は ムの送信を完了し、非受信を示した場合は、その時点で送信を停 ||において確認信号を受信できなかった場合は 一フレーム目が口を満たさない場合にあっては、 五回を超えてはならない ただし、この再実行回数は、 移動電話用設備から指示される回数を超えず、 その信号の受信を確認した信号 、三六〇ミリ秒以下の移動電話用設備から指定 不規則な遅延時間の最大値につ 移動電話用設備に信号を送出後、 確認信号を受信するまで移動電 二フレーム以降で受信スロット 四回を超えてはならない。 再び一の動作を実行する カ (以 下 送信を完了する 〇スロ ○秒以上○・五 兀 V 回を超えて 一確認信号」 ては、 そのフレ ットから 移動 カコ

式の携帯無線電話端末等

- (略)
- □ 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの
- (1する。 号を受信するまで移動電話用設備に信号を再度送出するものと スロットから一六スロットの不規則な遅延時間の後に 送信を完了すること。 から指示される回数を超えず、 から指定された時間内で、その信号の受信を確認した信号(以 制御チャネルにおける送信は 「確認信号」という。)を移動電話用設備から受信した場合は、 一六〇ミリ秒以上一 この場合において再度送出する回数は 確認信号を受信できなかった場合は、 三六〇ミリ秒以下の移動電話用設備 かつ、 移動電話用設備に信号を送出 一五回を超えてはならな 移動電話用設備 確認信
- 地球局の無線設備を使用する移動電話端末等開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動電線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に
- 送信許可/禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期信号を、信号の送信は、衛星移動電話用設備から受信した報知チャネルの

式の携帯無線電話端末等

- (略)
- 四メガチップのもの
 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六

第五号に規定する条件のものであること

- 開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動5 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に
- 送信許可/禁止ビットが送信許可を示したフレームの同期信号を) 信号の送信は、衛星移動電話用設備から受信した報知チャネルの

地球局の無線設備を使用する移動電話端末等

検出した時点から一の3で定めるタイミングで送信する。

- えてはならない。 再び一の動作を行うものとする。ただし、この実行回数は九回を超は衛星移動電話用設備の指定による。)の不規則な遅延時間の後に、受信しない場合にあっては、〇フレーム以上、Nフレーム以下(N
- 三 移動電話端末等のタイムアラインメント制御の条件

(削除)

(削除)

- から指示された値に従い調整するものとする。
 「信することにより調整するものとする。以後は、衛星移動電話用設備は、衛星の位置を予測しタイムアラインメントを行った捕捉信号を送地球局の無線設備を使用する衛星移動電話端末等の送信タイミング脚設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動開設する機規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に
- | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 100|| | 10

検出した時点から一の6で定めるタイミングで送信する。

- えてはならない。 再び○の動作を行うものとする。ただし、この実行回数は九回を超再び○の動作を行うものとする。ただし、この実行回数は九回を超は衛星移動電話設備の指定による。)の不規則な遅延時間の後に、受信しない場合にあっては、○フレーム以上、Nフレーム以下(N 信号の送信後、四フレーム以内に衛星移動電話端末識別ビットを
- 移動電話端末等のタイムアラインメント制御の条件

 \equiv

- 動電話用設備から指示された値に従い調整するものとする。1 時分割多元接続方式の携帯無線電話端末等の送信タイミングは、移
- っては、送信タイミングを調整しないものとする。 ○シンボル早く送信することをいう。)までの範囲で行うものとする。たンボル早く送信することをいう。)までの範囲で行うものとする。た2 1に定める送信タイミングの調整は、標準送信タイミングに対して六シ
- 地球局の無線設備を使用する移動電話端末等開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動の二十三第二号に規定する非静止衛星に
- 従い調整するものとする。 するものとする。以後は、衛星移動電話用設備から指示された値にするものとする。以後は、衛星移動電話用設備から指示された値にイムアラインメントを行った捕捉信号を送信することにより調整イムアラインメントを行った捕捉信号を送信することにより調整